

JVA REPORT

1

'13 JANUARY
NO.156

MAIN REPORTS

- 桐畑敏春会長 2013年年頭所感
- 2013年新年賀詞交歓会 盛大に開催

SCIENCE FICTIONS

LOVE STORY

EDUCATION

ANIMATION

ACTION

KIDS

MUSICAL

CONCERT

HOW-TO

TV SHOW

一般社団法人 **日本映像ソフト協会** 会報

〒104-0045 東京都中央区築地2丁目12番地10号(築地MFビル26号館3階)

電話:03-3542-4433 FAX:03-3542-2535 <http://www.jva-net.or.jp>

編集・発行 一般社団法人 日本映像ソフト協会

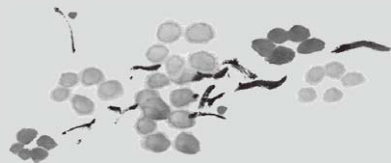
2013年1月28日発行



「2013 年年頭所感」 会長 桐畑敏春	2
2013 年新年賀詞交歓会 盛大に開催	3
関西地区、中部地区連絡協議会 賀詞交歓会開催報告	7
第 319 回定例理事会開催報告	7
ビデオソフト市場規模及びユーザー動向調査 2012 について	7
法制問題小委員会、リーチサイトに対する差止請求権に関する審議を開始	8
一般管理事業者の意見聴取義務に関する知財高裁判決について	9
不正商品対策協議会	10
コンテンツ海外流通促進機構	10
映像データベースの作品登録状況について	11
NEXT 第 5 回「Redbox Instant がまもなくサービス開始」	12
リレーエッセイ ⑨	13
日誌に見る協会の動き	13
月間売上統計(11 月)	14
月間売上統計グラフ資料	14



2013年 年頭所感



一般社団法人 日本映像ソフト協会
会長 桐畑 敏春

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、日本経済も低迷から抜け出せないまま、政治面でも混迷を極めた感がありました。年の瀬間際には政権が交代することとなりましたが、経済、社会、国際問題など、さまざまな課題が好転の方向に向かうことを期待したいところです。特に、中国や韓国のコンテンツを積極的に受け入れ、より近い存在として友好関係の構築に少なからず貢献してきたと自負しているエンタテインメント業界にとって、昨年は残念な問題もありました。言うまでもなく、互いの国同士が理解しあうには、それぞれの文化や風習、宗教などを尊重しあう姿勢が大切ですが、その理解のために大いに貢献できるのが映画や音楽といったエンタテインメントだと思います。両国との関係が、国民の心のレベルで絆を深められるよう、今後もその一翼を担っていきたいと思っています。

さて、国内に目を転じますと、昨年10月から著作権法が改正され、リッピングソフトの提供行為に罰則が科せられるとともに、私的使用といえどもリッピングソフトを使用して複製する行為も著作権法違反となる旨が明確にされました。この著作権法の改正は、一昨年の不正競争防止法と関税法の改正に続いてのものです。長年、当協会が訴えてきたことがようやく実を結んだもので、ご尽力いただきました関係各位に改めて感謝申し上げますと存じます。これにより、ネット上に氾濫している、パッケージソフトから複製されたコンテンツの流通に歯止めがかかることが期待されます。コンテンツのデジタル化により、パッケージ、ノンパッケージを問わずその流通は多岐に亘るようになりました。コンテンツをより身近に利用していただける環境が広がることはもちろん歓迎すべきことですが、その一方で、その利用に一定のルールが必要となる場面が今後も増えていくと予想されます。コンテンツの権利者の権利が遵守されつつ、利用者の利便性を損なわないような法整備、ルール作りとその運用を今後とも目指して行きたいと考えます。

続いて、昨年のわれわれのビジネスの根幹となっているパッケージソフト市場についてですが、ようやくブルーレイが一般の人々にも受け入れられてきたと手ごたえを感じております。セル市場においては約4割近い売上を占めるまでに成長してきております。これまでは、洋画やアニメーションのジャンルに偏りがちでしたが、日本の音楽ビデオをはじめ、邦画や日本のTVドラマといったジャンルも大きく伸長してきております。一般家庭にもブルーレイ機器の普及が高まり、ブルーレイのクオリティを体感される方が増えてきたことの表れではないかと感じております。今後、ブルーレイへのシフトは着々と進んでいくことと思われますので、この流れを捉え、メーカーサイドとしてもユーザーの皆様へ魅力的と感じていただけるような作品のアピールを、より一層きめ細かく行っていきたいと思っています。

また、昨年はスマートフォンをはじめタブレット型PCの普及などにより、メディア環境も大きく変化した年でもありました。家庭内の居間にあるTVで映像コンテンツを楽しむというスタイルだけではなく、いまや、外出先や移動中など、いつでもどこでも楽しめるようになってきております。映像配信についても様々なタイプのサービスが出現してきておりますが、ユーザーニーズの動きなどを十分に検証しながら試行錯誤を積み重ねていくことが重要だと思います。本年は、既に成熟段階にあるパッケージ市場の更なる進展を図りつつ、映像配信を含めたマルチユース展開についての展望を一層深めて参りたいと思います。

我々のビジネスを取り巻く環境は厳しいものもございますが、より多くの人々に楽しんでいただけるようなエンタテインメントを、一つでも多く提供していく姿勢がなによりも大切だと感じております。協会会員社の皆様をはじめ、関係団体、関係各位の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、今年も市場の発展に尽力してまいります。どうぞ本年もよろしくお願い申し上げます。

2013年 新年賀詞交歓会 盛大に開催

新年1月9日（水）午前11時30分から、毎年恒例のJVA新年賀詞交歓会を千代田区九段の「アルカディア市ヶ谷（私学会館）」にて開催した。当日は、会員社をはじめ関係官庁、関係団体、報道など、業界にかかわる皆様、510名の方々にご参集いただいた。冒頭、桐畑敏春会長から「今年は蛇年。蛇は脱皮を繰り返しながら再生、成長していくもの。蛇年にあやかって今年も業界発展に努めていきたい」という希望に満ちた挨拶があった。引き続き来賓代表として、経済産業省大臣官房審議官IT戦略担当 商務情報政策局付 今林顯一様、文化庁長官官房審議官 作花（さっか）文雄様、警察庁生活安全局 生活経済対策管理官 福田（ふくた）正信様からご挨拶を頂戴した後、内閣官房知的財産戦略推進事務局長の内山俊一様にご挨拶と乾杯のご発声をいただき、開宴となった。

ほぼ前年と同じ数の皆様が一堂に会し、会場の隅々まで明るい笑顔に溢れ、新年にふさわしい門出となった。中締めは、昨年6月に就任した島谷能成副会長から挨拶があり、約1時間半の宴は盛況のうちに幕を閉じた。

▼理事・監事による恒例のお出迎え



来賓ご挨拶

経済産業省 大臣官房審議官 IT戦略担当 商務情報政策局付
今林 顯一 様

皆様、あけましておめでとうございます。

先ほど桐畑会長からもお話がありましたが、経済に対する期待が高まってきております。しかし、行動をひとつひとつ積み重ねることでしか期待は現実のものになりませんので、しっかり取り組んでまいりたいと思っています。産業競争力の強化、あるいは経済再生の中で、サービス産業の付加価値向上、あるいは戦略的分野としての取り組み、こういったことを私どもは重点分野として考えております。皆様方のお知恵は今回の補正予算、あるいは政府予算案の中にも生かしてまいりたいと存じます。

さて、昨年、私がここで話し申し上げましたのは震災を忘れてはならないという話でした。ゆく川の流は絶えずして、と申しますが、記憶にとどめて、そこにとどまり続けなければならない面と、新しく挑戦していかなければならない面、守るべきところと攻めるべきところをきっちりとわきまえていかなければならないと思っています。放送のデジタル化、スマートフォン、タブレット、ネットワークの普及、あるいは海外の動き、色々なものが世の中の潮流ということで激変しております。流れに抗するのではなく、流れをうまく取り入れながら、権利を守るところにも技術やサービスをうまく組み込み、お金の流れと権利を保護する流れをマッチさせるということが、ますます大事になってきていると思います。協会の大きな役割である海

賊版の取締まりと正規流通の促進は、コインの裏表です。海賊版よりも正規版のほうが流通ルートとして簡便で、しかも皆さんがWin-Winになれる関係を作れるネットワークということになれば、海賊版も黙って退散するしかないということになると思います。

また、パッケージソフトの業界の皆さんには、釈迦に説法ではありますが、ネットワークをうまく味方にし、敵、味方ではなく、これは相互補完の関係にあると思いますので、私どもも知恵を出しまして、皆様の取り組みにご支援できるようなことを考えてまいりたいと思います。量と価格だけで勝負しても世界には勝てませんので、感性和価値で勝負するというので、私どももやってまいりたいと思います。

製造業やインフラの海外展開、海外投資家の方の国内投資など、このような動きも皆様のビジネスに無縁ではありません。このような際に、何か規制があるからできない、あるいは、こういったところでひとつ背中を押してもらえると助かる、といったようなご注文がありましたら、どしどしお申し付けください。一緒に戦ってまいりたいと思います。

最後に協会および協会にかかわる業界の皆様のますますのご発展、それからご参集の皆様の1年のご多幸を祈念申し上げまして挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。



▲新年の挨拶をする桐畑敏春会長

◀昨年とほぼ同等の510名の皆様にご参集いただいた



▲ご来賓:経済産業省
大臣官房審議官IT戦略担当
商務情報政策局付 今林顯一様



▲ご来賓:文化庁
長官官房審議官
作花(さっか)文雄様



▲ご来賓:警察庁
生活安全局生活経済対策管理官
福田(ふくた)正信様



▲ご来賓:内閣官房
知的財産戦略推進事務局長
内山俊一様



来賓ご挨拶

皆様、新年あけましておめでとうございます。ご紹介いただきました文化庁の審議官をしております作花(さっか)と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

著作権制度に関しましては、先ほど桐畑会長からもございましたが、昨年、著作権法改正を実現することができました。とりわけ、違法ダウンロードの刑事罰則化とか、あるいはリッピングなどの行為をセーブする技術的保護手段の規定の整備など、長年の懸案をなんとか解決できたということでございます。ただ、言うまでもなく日本の著作権法は日本国内におけるコンテンツの利用なり違法利用に対してしか、その効力が及ばないのが基本原則となっております。したがって、国外、とりわけアジア諸国における我が国のコンテンツの保護が引き続き大きな課題となってきており、そういったアジア諸国とさらに協力関係を強めていかなければなりません。

その際、これまで皆様にご尽力いただいている、各国の当局に対して違法対策をお願いすることは引き続きやっていかなければなりません。やはり、それぞれの国でそれぞれの国の創作者が保護される状況を生み出さなければ、我が国の創作者の保護はなかなか具体化しない。したがって、それぞれの国において権利関係団体の体制を確立していくというのが喫緊の課題だろうと思っています。文化庁としては、今後とも国際協力を強めて、アジア諸国における権利関係団体の整備に努めてまいりたいと思っています。皆

文化庁 長官官房審議官 作花 文雄 様

様方におかれましても引き続きご協力をお願いしたいと思います。

また国際的な条約絡みで申し上げますと、昨年の6月に長年の懸案でありました視聴覚実演の保護に関する北京条約というものが採択されました。我が国の法制度におきましては、実演家の保護はこれまでに規定の整備をしてきておりますので、実質的な改正は必要ないと考えておりますので、北京条約への加入に向けて取り組みたいと考えております。今現在、WIPOで検討されている条約案、これは皆様型にとってはご不満かもしれませんが、権利の強化というよりは自由利用の話が出ておりまして、一番早く進んでおりますのが、視覚障害者のための権利制限、例外を設けるといった条約案というものが、近々採択される可能性もあると考えております。障害者に対する情報アクセス環境の整備、映像ソフトで言えばソフトのバリアフリー化というものが非常に重要な課題だと思っておりますが、日本映像ソフト協会におかれましては、かねてより、メディア・アクセス・サポートセンターの字幕作成や音声ガイドにつきまして多大なご協力をいただいております。この場をかりまして、改めて御礼申し上げたいと思います。

日本映像ソフト協会におかれましては、私的録音録画問題という非常に難しい問題が今年は待っておりますが、我々も一生懸命取り組んでいきたいと思っています。皆様方のご協力をお願い申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



▲内閣官房知的財産戦略推進事務局長
内山俊一様のご発声で乾杯



▲会場のあちこちで明るい笑顔が見られた



来賓ご挨拶・乾杯

内閣官房 知的財産戦略推進事務局長
内山 俊一 様

皆様、新年おめでとうございます。

今年の3月に知財本部設置10年となります。その間、さまざまな課題に取り組んでまいりましたが、その中でも、映画、アニメといったコンテンツ、食、ファッション、伝統文化、こういったクールジャパンというものは、本当に世界に誇れる日本の知財であります。そしてまた、我が国が一層の経済成長をするために欠かせないものでもございます。今後ともわたくしどもは、官民一体となりながら、コンテンツの海外展開、クールジャパンを積極的に展開していきたいと思っております。

今年は巳年。会長様のお話にありましたように、蛇は脱皮しながら成長する生き物でございます。そういった意味では、発展あるいは再生といったような素晴らしい年になりますように、これから乾杯の音頭を取らせていただきたいと思います。それでは、日本映像ソフト協会様のますますのご発展、そして本日も列席の皆様のご健康とますますのご活躍をお祈りしまして杯を上げたいと思っております。ご唱和ください。乾杯！



来賓ご挨拶

皆様、新年あけましておめでとうございます。只今ご紹介いただきました警察庁の生活経済対策管理官の福田と申します。本日は、一般社団法人日本映像ソフト協会の賀詞交歓会にお招きいただきまして有難うございます。また、貴協会におかれましては、日ごろから知的財産権の保護と不正商品の排除に向けて取り組まれていることに対して、心から敬意を表させていただきます。

さて、警察におきましては著作権法違反などの取締り等を通じて知的財産保護の対策を行っているところでございますけれども、それ以外に、近年、犯罪利用口座に関する金融機関への情報提供、いわゆる口座凍結を推進しております。犯罪者はお金を儲けるために犯罪を敢行するわけですから、それを防止する上で口座凍結は非常に効果があると思っております。実はこの口座凍結のための情報提供につきましては、警察だけでなく、法律上、どなたでもできることになっております。したがって、情報提供主体に制約はございませんので、皆様方も積極的に口座不正利用情報を金融機関に提供していただければ幸いです。

また先ほどから、しばしば話題に出ておりますが、昨年、改正著作権法が成立いたしまして、違法ダウンロード行為につきまして刑事罰が科されることとなったことは、皆様方すでにご承知のことと思います。同法の改正の際の国会の付帯決議におきましては、イン

警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官
福田 正信 様

ターネット利用者が違法なインターネット配信等から音楽・映像を違法と知りながら録音・録画する、いわゆるダウンロード行為を防止するための措置を求められております。皆様方におかれましては、著作権侵害が行われておりますインターネット上のサイトの削除依頼を行われていることと思いますが、ダウンロード行為を防止し、またインターネット上の知的財産の侵害対策を推進するためにも、さらに積極的にサイト管理者やプロバイダに対しまして削除要請を行っていただきたいと思います。改正法の趣旨からいたしましても、最後の手段としてダウンロードした人を取り締まる、捜査の対象とするということもあると思っておりますけれども、そうなる前に、こういった危ない違法行為に導かれるような環境を防止するといったことが大事だと思いますので、是非、削除要請を積極的にお願いしたいと思います。警察といたしましても、皆様方からの削除要請に応じないサイト管理者等に対しましては厳正に対処して、皆様方の活動を支援していきたく考えております。よろしくお願いいたします。

貴協会と私ども警察は不正商品対策協議会を通じて連携し、一定の成果を上げてきております。今後も皆様方のご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。最後になりましたが、本日も参加の皆様のご多幸と貴協会のますますのご発展を祈念いたしまして私の新年の挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。



◀司会をお務めいただいた
フジテレビ田代尚子アナ



▲中締め挨拶をする島谷能成副会長



中締め

新年あけましておめでとうございます。本日はご多忙中にもかかわらず、多くの皆様にご参集いただきまして有難うございました。賑やかな会になって本当によかったなと思っております。事務局ほうから、自己紹介と映画興行の概況などについて話すよう言われていますので、まずは簡単な自己紹介を申し上げます。東宝で映画の仕事をつづつと続けております島谷と申します。昨年の6月に桐畑会長を支える、あまり支えられていませんけれども、副会長に任じられました新米でございます。どうか、お見知りおきを願いたいと思います。

さて、映画界のお話ですが、映画界の市場と言うのは、1年間に日本中の映画館に何人の方がいらっしゃって、映画の入場料金が総額いくらになったかというのが基本の指標になっています。2012年1月から12月、まだきっちりとは締まっておりますが、我々の営業部があっちに聞き、こっちに聞き、あるいは我々も東宝シネマズという全国チェーンの映画館も持っていますので、そっちのデータも勘案しながら推測するところによりますと、1,950億円くらいになったのではないかとみております。映画界はだいたい2千億円を標準的な巡航高度といいますか、ジェット機でも1万メートル上空を飛ぶとかありますけれども、2千億円を巡航高度と思っています。残念ながら、一昨年はそれを割り込みましたが、昨年は順調に回復してまいりました。毎日、映画の数字を見て、映画と向き合って生活しております映画生活者の実感を申し上げますと、映画館にわざわざ足を運んで、暗闇の中で座席に身を沈めて1本の映画を鑑賞するという、非常に面倒くさいアナログな映画鑑賞というレジャーを、日本のお客様は必要としてくださっているんだなということを実感した1年でした。それは非常に僕らにとって勇気づけられることでした。

さて、その流れの中で、正月興行が幕をあげまして、だいたい昨年の10%増くらいでスタートしています。正月興行を支えた作品は東映さんの「ワンピース」と、わがグループの東宝東

一般社団法人日本映像ソフト協会 副会長 島谷 能成

和の「レ・ミゼラブル」です。両作品とも素晴らしい作品でした。「ワンピース」は、あのルフィのくじけない、どこまでもどこまでも戦っていくあの元気に背中を叩かれましたし、「レ・ミゼラブル」はあの気高い愛に感動どころか、涙が出てくるくらい・・・、素晴らしい作品でした。

今年の年末年始、その2本と、もう1本感動した作品がありました。それは、大みそかにアミューズの大里会長に招かれました桑田圭祐さんの横浜アリーナでのカウントダウンライブに行ってきました。桑田さんのコンサートが素晴らしかった。あの方も中村勘三郎さんと同じ年で、同じ病気をされて、そこから見事に生還されて、復活されて。その体験もあるのだと思いますが、音楽というかその歌に、何かいままでと違う、練りこまれた何かがあるような気がしました。上の方のバルコニーのようなところで見ていて、桑田さんが歌っているところからは距離があるんですけども、本当に胸に飛び込んでくるような3時間半でした。こういう素晴らしい、人に感動を与えるような作品がある限り、それはここにいらっしゃる映像ソフトにかかわるみなさんをどんどん潤していくし、光を当てていくんだなというふうに力強く思いました。

長くなってしまいました。最後に私、6月に副会長になったのですが、理事会というものが月に1回ありまして、そこに20名の方が参加されます。弁護士の前田先生を含めて20名。すべて映像ソフトにかかわる会社の代表あるいは社長の方ばかりです。壮観でございます。こんな会議があるのかな、と思うくらい。時給で換算したらいくらかなあと、会議の時に考えたんですけども。たいへん力のある方々が集まられたJVA。JVAを取り巻く問題はいっぱいあると思うので、今年は桐畑会長もおっしゃっていましたが、その問題を一つでも解決していけるように、皆さんと協力して一致団結して前進していきたいと思っております。どうか今年もよろしく願いたします。有難うございました。

新年賀詞交歓会

関西地区連絡協議会 新年賀詞交歓会 開催報告

1月15日(火)、グリーンプラザ大阪にて関西地区連絡協議会賀詞交歓会が、メーカー、流通各社から約40名のご参加を得て開催された。

はじめに後藤健郎専務理事よりご挨拶を頂き、関西地区連絡協議会の吉田健生代表幹事による乾杯の発声の後、業界の現状や今後の展望などについて活発な意見交換が行われた。最後に日本国際映画著作権協会の味村隆司代表より中締めのご挨拶を頂き、盛況の内に閉会となった。

(報告：東宝(株)映像事業部関西営業室 福田明宏氏)



▲吉田代表幹事(株)ポニーキャニオン)の発声で乾杯



▲中締め (株)日本国際映画著作権協会味村代表

中部地区連絡協議会 新年賀詞交歓会 開催報告

1月16日(水)、名古屋キャッスルプラザにて、中部地区連絡協議会の賀詞交歓会が開催された。

JVAより後藤専務理事・事務局長、佐藤部長にご参加いただき、参加メーカー6社8名、計10名の出席となった。

後藤専務理事にご挨拶と乾杯のご発声をいただいたのち、和やかな雰囲気の中で歓談に入り、国内・海外、リアル・ネット、映像やCDまで、幅広い意見交換が行われ、盛況な中、閉会となった。

(報告：(株)アニプレックス 営業部 八島 龍氏)



▲新年の挨拶をするJVA後藤専務理事

理事会 THE BOARD OF DIRECTORS

第319回定例理事会開催報告

第319回定例理事会は、12月4日(火)午後2時より協会会議室において開催された。

議事の要旨は次の通り。

第1号議案 2012年下期賞与支給額(案)承認の件…承認
その他、報告事項は次の通り。

各部会報告について、2013年度会費算定について、2012下期私的録画補償金分配について、jmd映像作品登録状況について、2012年10月度ビデオソフト売上速報について、DVD・BDハード出荷実績について

統計調査委員会

ビデオソフト市場規模 及びユーザー動向調査2012

統計調査委員会(八十河恒治委員長 (株)ポニーキャニオン)は、2012年のビデオソフト市場規模を推計することを目的に「ビデオソフト市場規模及びユーザー動向調査」を本年度も実施することとした。この調査では、年間を通してのビデオソフトのセルユーザーやレンタルユーザーのそれぞれの消費動向を、ウェブアンケートによってアンケート調査するもの。調査内容は、経年比較を重視するため例年と大きな変更はないが、本年度の調査では映像配信への接触について新たに調査項目に加えている。調査実施は2013年1月、集計結果の発表は4月を予定している。

法制問題小委員会、リーチサイトに対する 差止請求権に関する審議を開始

文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会は、12月13日に第6回委員会を開催し、リーチサイトに対する差止請求権に関する審議を開始した。

今期、同小委員会は、2012年1月12日に公表された同小委員会の司法救済ワーキングチームがまとめた「「間接侵害」等に関する考え方の整理」（以下「考え方の整理」という。）を承けて、間接侵害に対する差止請求権に関する立法措置の審議を行ってきた。

8月29日（第3回）と9月4日（第4回）には「考え方の整理」に関する関係団体のヒアリングも行った。

「考え方の整理」は「Ⅰ間接侵害」「Ⅱその他（リーチサイトについて）」で構成されている。そのため、各団体からリーチサイトに関する様々な意見が出された。

日本知的財産協会は「たまたまリンク先に違法サイトがあった場合もだめだ」と萎縮するとし、仮に規定を作るならばその点への配慮を求めた。また、インターネットユーザー協会は同様の趣旨やリーチサイトへの規制はリンク行為への規制につながるとして、リーチサイト規制に全面的に反対と表明した。

このような消極的又是否定の意見もあったが、8月29日のヒアリングでは、日本レコード協会はリーチサイトやそれと同様の機能を提供するアプリに対する差止請求規定を要望し、日本音楽著作権協会、コンピュータソフトウェア著作権協会及び日本書籍出版協会・日本雑誌協会は実効的な司法救済を図るべきとの意見を述べていた。

この意見に対し、委員より「リンクそのものに問題があるというようにお考えなのか、あるいはリンクそのものは特に問題がないのだけれども、リンク先が違法であることを知っていたとか、あるいは違法なものが大量になるとか、量とか認識の如何によって問題になるように転嫁するということになるのか」との質問があった。

出席した関係団体からは、「一番問題視しているのは、違法なものを全部まとめて、個々のユーザーが違法なものをダウンロードしやすく、あるいは見つけやすく、それだけを集めてというもの」「数の問題というのもあるかと思いますが、数を集めて見せることによって違法なものの利用を助長しておるということというのがやはり問題」「違法性の高い、それから、また被害の大きいもの」等の回答がなされていた。

また、委員から、リンクをはる行為は送信可能化権侵害の不可罰的事後行為（侵害行為完了後の行為）への関与にすぎず、送信可能化権侵害の教唆や幫助に該当しないから、間接侵害とは別の問題との説明もあった。

9月4日のヒアリングで当協会は次のように発言し、リンク差止による社会的損害の有無やリンクによる権利

侵害状態の増幅を権利者が甘受しなければならない理由の審議を要望した。

「差止請求権は、過去の侵害行為に対する責任を追及するものではなく、現に生じている権利侵害状態を除去し、あるいは生じるおそれのある権利侵害を未然に防ぐためのもののはずである。そこで考慮すべきは過去の「権利侵害行為」ではなく、現に生じ又は生じるおそれのある客観的な「権利侵害状態」である。それゆえ、現に生じている「権利侵害状態」が不可罰的事後行為によって生じているか、継続中の侵害行為によって生じているかは差止請求権の成否の考慮要素とはならず、故意過失という関与者の主観的事情も考慮要素とはならない。」

「たまたま」であろうとなかろうと、違法サイトや違法ファイルへのリンクを切除すればリンク差止の必要性は消滅するにもかかわらず、これを拒否しリンクを継続しても差止請求の対象とならない合理的理由はないのか、というのが当協会の意見の趣旨である。

9月4日の第4回法制問題小委員会では、委員からもリーチサイトも審議すべきとの意見が出されていた。

こうした審議を経てリーチサイトの問題の審議に入った第6回の法制問題小委員会には、事務局より「「リーチサイト」の態様について」と題する資料が提出された。

そこでは、リーチサイトを以下のように分類している。

1. 複製誘導型・・・著作物を蔵置してあるストレージサイトへのリンクを提供するストレージサイト型と特定の著作物と関連付けられたファイル（torrentファイル）を提供しそのファイルに記録された情報に基づき分割された著作物を複数のPCからダウンロードして結合するファイル共有ソフト（BitTorrent型）の2つに分類している。
2. 視聴誘導型・・・著作物の視聴を求めてアクセスしたユーザーに著作物が蔵置してある動画共有サイトへのリンクを提供し、視聴画面を提供するもの。
3. 検索支援型・・・著作物を検索すると検索結果として、ストレージサイト、torrentファイル、動画共有サイトへのリンクを提供するもの。
4. リーチサイト紹介型・・・複製誘導型（ストレージ型とBittrent型）、視聴誘導型のリーチサイトへのリンクを提供するもの。

今後、法制問題小委員会では、リーチサイトは間接侵害とは別の問題か、個々のリンク行為とリーチサイトの差止の可否、リーチサイトの態様の分析と差止の可否等が審議されるものと思われる。

一般管理事業者の意見聴取義務に関する知財高裁判決について 「努力義務にすぎないと形式的に解するのは相当でない。」

著作権等管理事業法13条2項では、「著作権等管理事業者は、使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取するように努めなければならない。」と定めている。この規定を文言通り形式的に解釈すると、利用者又は利用者団体への意見聴取は努力義務であるから、意見聴取を経ない使用料規程の制定又は変更も有効のようにもみえる。

この点につき、「著作権等管理事業法13条2項所定の義務が努力義務にすぎないと形式的に解するのは相当でない。」とした知財高裁判決があった（*1）。

著作権の集中管理に関しては、1939（昭和14）年の「著作権に関する仲介業務に関する法律」では許可制が採られ、使用料規程も文化庁長官の認可を受けることとされていた。2001（平成13）年10月1日に施行された著作権等管理事業法では、著作権等管理事業を登録制に改め、著作権等管理事業者の複数団体制を採用した。

併せて「使用料は需要と供給のバランスにより決定されるのが建前」（*2）から使用料規程も届出制に改めた。そして、使用料規程の妥当性確保のため、著作権等管理事業者に対して使用料規程の制定又は変更について利用者又は利用者団体への意見聴取義務を課し（13条2項）、指定管理事業者には利用者代表からの使用料規程に関する協議の求めに応諾義務を課している（23条2項）。

本件の一審原告は、著作権等管理事業法施行後に設立され、著作権等管理事業者の登録を行った一般管理事業者で、裁判所の認定した事実（東京地裁判決書（*3）90頁から93頁）は、概要以下のとおりである。

本件管理事業者は、2002（平成14）年8月1日に一審被告が加盟の利用者団体に対し原告規程等を交付した上、「質問及び意見があれば、1週間を目途に連絡をもらいたい旨要請した。」（90頁から91頁）

この利用者団体は、1週間後「1週間の期間で会員各社の意見を取りまとめて回答することは時間的に不可能であること、著作権信託譲渡の根拠や管理楽曲のリストが示されていない中で、包括的な定めのある原告規程を検討し、意見を述べたり、協議をすることは難しいこと、原告の資料提出の後、改めて十分な期間をおいた上で、団体としての意見を述べたい」と回答した（91頁）。

本件の管理事業者は8月9日に使用料規程の届出を行い、翌年の2003（平成15）年5月28日頃以降、管理楽曲の整理がある程度できたとして被告加盟の利用者団体に使用料徴収の打ち合わせを申し入れた。この利用者団体は、原告の主張の根拠となる資料提出と使用料規程の協議を求め、第1回協議でも管理していると主張する楽曲全曲の情報開示等を要求した。

その後、この管理事業者は管理楽曲リストを公表することなく、2004（平成16）年1月15日に協議取り止めを通知し、その年の5月20日に被告に使用料相当額の請求を行い、8月31日に本件訴訟を提起した。

原審の東京地裁判決は「原告規程は、文化庁に届出られたものの、利用者団体の意見聴取が十分行われないうまま推移し、実際にも適用されることがなかった合理性を欠くものである」（93頁）として使用料相当額の算定に原告の使用料規程を用いることを否定した。

控訴審の知財高裁判決では、原審の事実認定を引用した上、この管理事業者が必ずしも十分な情報を提供せず管理楽曲のリストなども開示されなかったことも指摘し「両者間で原告規程につき合意に至っていないことからすれば、原告規程を基準として損害額を算定するのは相当でない。」（113頁）と判示した。

著作権等管理事業法13条2項の意見聴取義務は努力義務に過ぎないとの管理事業者の主張は「形式的には努力義務に過ぎないとしても、著作権等管理事業者が利用者から相当額の著作権使用料を徴収する以上は、その使用料規程につき、利用者との協議を経て、その内容を周知させ、さらには利用者の納得を得る必要があると解すべき」として退けた。

なお、一般管理事業者の意見聴取義務を努力義務とした理由について次のように述べている。

「管理事業者の中には小規模で利用者への影響力が極めて小さい者もいることが想定されることがや、使用料規程の内容に対する意見を申し述べることができる利用者又は利用団体が存在しない場合も想定されることを踏まえてのもの」とされているが、この管理事業者の請求額が約10億円（但し判決が認定した使用料相当額は642万6464円）であり「小規模で利用者への影響力が極めて小さいなどといえないことは明らか」「利用者や利用団体は観念できる」と指摘して、意見聴取義務が「努力義務にすぎないと形式的に解するのは相当でない。」（控訴審判決112頁から113頁）との結論を導いている。

本件は現在最高裁に係属中であるが、著作権等管理事業法13条2項の意見聴取義務を形式的な努力義務に留まらず、「合意に至っていない」使用料規程を使用料相当額の算定基準とすることを否定したことは、今後の意見聴取のあり方に影響を与えるものと思われる。

（*1）平成24年2月14日 知財高裁判決（平成22年（ネ）第10024号）
<<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120308161033.pdf>>

（*2）著作権法令研究会編「逐条解説著作権等管理事業法」（2001年 有斐閣）31頁

（*3）平成22年2月10日 東京地裁判決（平成16年（ワ）第18443号）
<<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100312084907.pdf>>

「第1回著作権を守ろう!ポスターコンクール」を開催

不正商品対策協議会（ACA）では、著作権を保護することの重要性を若年層に広く知ってもらうことを目的に、「第1回著作権を守ろう!ポスターコンクール」を昨夏、開催した。警察庁、文部科学省の後援をいただき、全国の小学校4年生から中学生を対象に公募し、合計189作品の応募があった。警察庁、文部科学省のご担当者を交えての厳正な審査の結果、入選5作品と1校の特別賞を決定し、11月4日（日）に開催された不正商品撲滅キャンペーン「ほんと?ホント!フェアin秋葉原2012」にて、最優秀賞と優秀賞の表彰式を行った。

最優秀賞作品を受賞した清水天音（あまね）さんの作品は、「受賞作品ポスター」として制作され、ACAが実施する各種啓発事業での活用や関係各所に配布された。

現在、著作権侵害をはじめとする知的財産権の侵害は、デジタル・ネットワーク化の進展により、いまや国際的な問題のひとつとなっているが、その侵害防止策のひとつとして、小学生、中学生といった若年層から著作権の保護に対する認識をもってもらうことが重要となってきた。ACAでは、今後も若年層を対象とした啓発活動を継続していく予定。



CODA / コンテンツ海外流通促進機構

台湾「内政部警政署」に感謝状を贈呈

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA・柯炯敏春代表理事）は、台北市内の電気街に所在する商業ビル「光華商場」における日本コンテンツ専門の海賊版販売店の摘発について、2012年12月21日、台湾警察を指揮監督する行政機関「内政部警政署」を訪問し、感謝状の贈呈を行った。

本事件は、台湾における海賊版販売のシンボルタワーと呼ばれている「光華商場」において、日本コンテンツを専門で販売していた海賊版販売店2店舗を、2012年11月8日、台湾の保護智慧財産権警察（IPR警察）大隊が摘発したもの。

CODAでは、以前より台湾における様々な海賊版対策を行ってきたが、2012年11月、「光華商場」の取締りが行われ、台湾における日本コンテンツの海賊版はついに一掃された。この成果の重要性に鑑み、CODAでは、内政部警政署に感謝状を贈呈することとなった。

当日は、CODA専務理事の後藤健郎（写真左）が内政部警政署を訪問し、内政部警政署主任秘書の陳國恩氏（写真右）へ感謝状を贈呈した。後藤専務理事は、「今

回の摘発により台湾内の日本コンテンツの海賊版販売店が一掃された。これはIPR警察の絶え間ない努力のたまものである」と述べ、感謝の意を表した。一方、感謝状を受け取った陳主任秘書は、「光華商場の摘発は大成功した。しかしながら、台湾における著作権侵害の問題はまだまだ存在する。今後も引き続き監視の目を緩めず、市場が正常化することを期待する」と述べ、継続的な著作権保護活動の実施に理解を示した。（CODA事務局）



映像データベースの作品登録状況について

DVD・ブルーレイの販売プロモーションを目的に、映像作品のデータベースの蓄積作業の協力を依頼している(株)ジャパンミュージックデータ(jmd)より、蓄積作業とその活用が順調に行われているとの報告があった。JVAとjmdは2004年12月から一般市販映像商品のデータベース構築の業務提携を行っている。

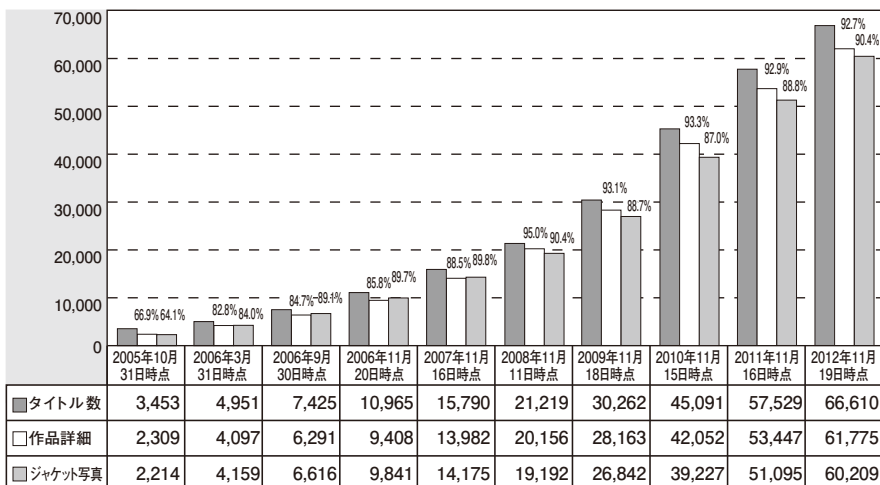
このデータベースは、大手レコードチェーンをはじめ、家電量販店、卸業、ヤフー、楽天などのEコマース、物流・製造・印刷会社などに加え、出版等のマスコミでも広く活用されており、2012年10月末日の時点でjmd映像データ提供先は55社(2011年度51社)となっている。

2012年11月現在で、JVA加盟社のDVD登録数(音楽作品を除く)は、66,610タイトルとなった。作品詳細は92.7%、ジャケット写真は90.4%が登録されている。映画、テレビドラマのジャンルに限定すると、100%に近い作品の入力が行われている。

蓄積作業が順調に行われている反面、廃盤、権利切れ商品等の削除があまり進んでいない。

◆データ抽出日:2012/11/19
◆対象商品:一般市販映像商品(DVD、UMD、ブルーレイ)
◆対象外:音楽、アダルト、レンタル専用商品、廃盤、権利切れ商品

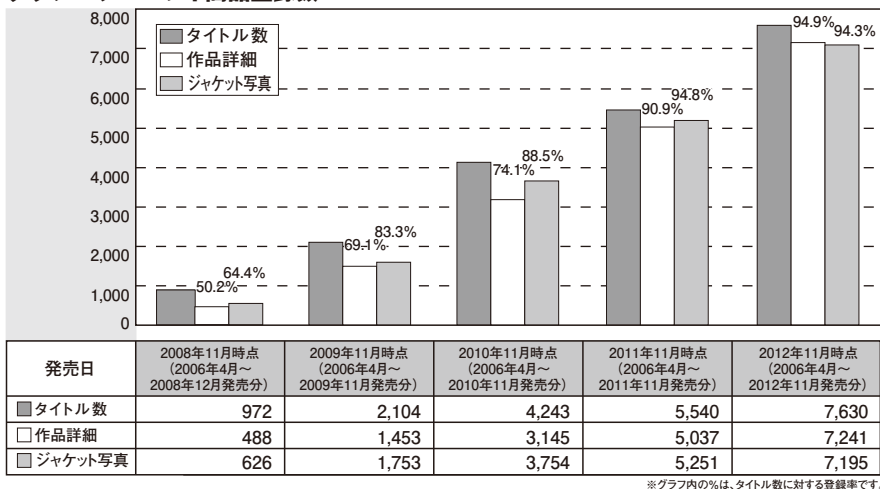
グラフ1 jmd映像作品データ登録の推移 集計対象:2005年8月発売以降



また、ブルーレイの商品登録数(音楽を除く)は7,630タイトルとなり、前年の5,540作品から2,090作品増えており、138%の伸長となっている。ブルーレイも映画、テレビドラマ等のジャンルで、ほぼ100%の作品詳細・ジャケット写真の入力が行われている。

◆データ抽出日:2012/11/19
◆対象商品:一般市販映像商品(ブルーレイ)
◆対象外:音楽、アダルト、レンタル専用商品、廃盤、権利切れ商品

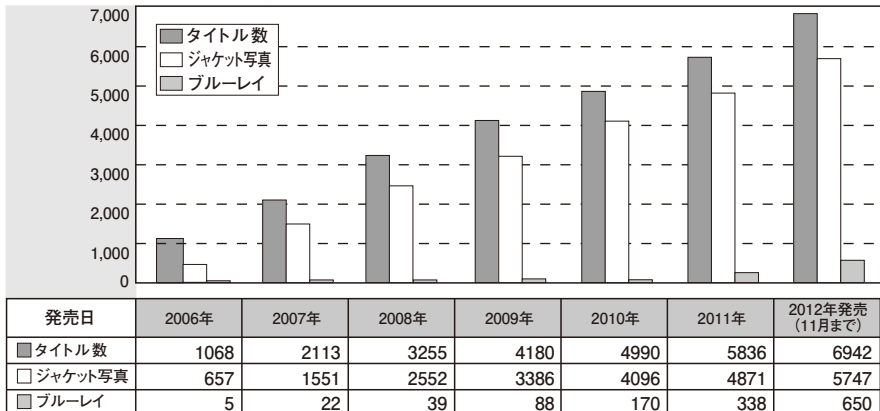
グラフ2 ブルーレイ商品登録数



JVA加盟社の音楽作品(DVD・ブルーレイ)の登録数は、DVD 6,942タイトル(前年登録数5,836、前年対比119%)、ブルーレイ650(前年登録数338、前年対比193%)タイトルで、音楽作品においてもブルーレイ化が加速している。

◆データ抽出日:2012/11/20
◆対象商品:JVA加盟社音楽映像商品(DVD、ブルーレイ)
◆対象外:レンタル専用商品、廃盤、権利切れ商品

グラフ3 音楽DVD商品登録数



第5回 Redbox Instantがまもなくサービス開始

今回はNetflixに対抗するサービスとしてRedboxとVerizon Communicationsが共同で提供するRedbox Instantについて解説していきます。

【Redboxの概要】

まず最初に、Redboxについて説明します。Redboxは、2002年にCoinStarという両替機サービス会社とMacDonaldが共同で設立した、自動貸出機（キオスク）によるDVDレンタルサービスです。1台のキオスクにはDVDが200タイトル以上、630枚までを収納することができ、レンタル価格は1ドル/1日（借りた日の翌日午後9時まで）となっています。延滞料金も1ドル/1日となっており、25日間延滞すると購入とみなされ、以後の延滞料金は発生しないというシステムでスタートしています。

現在、全米の34,600ヶ所42,400台を展開しており、DVD/BDのほかビデオゲームのレンタルも行っています。全米の68%の人が、キオスクから車で5分以内のエリアに居住しているとしています。レンタル料金の支払いは、クレジットカードかデビットカードを使用しています。レンタル価格は、DVDが1.2ドル、BDが1.5ドル、WiiやPS3、Xbox360用のビデオゲームが2ドル/1日となっており、いずれも更に税金が加算されるようになっています。

DVD/BDレンタル市場におけるRedboxのシェアは、NPD Groupの調査では2011年に37%とされ、Netflixの30%を上回っています。また、今年9月に親会社のCoinstarは、数量ベースで42.5%のシェアとなったと発表しています。

【Verizon Communications】

Verizon Communicationsは、米国最大の通信事業者で、子会社にはVerizon Wirelessという無線通信会社もあります。Verizonは、FiOSという光ファイバー網を使用したインターネット接続やIPTV、ビデオ・オン・デマンドサービスなどを提供しています。2011年のFiOSのビデオサービス加入数は420万件でした。FiOSの平均的サービスプランと料金は、5 MbpsのインターネットサービスとHDTVサービス、電話サービスのセットで月額79.99ドルです。HDTVのコンテンツは、ShowTimeやHBO、CINEMAX、Starzといったケーブルオペレーターから提供を受けています。

【Redbox Instant by Verizon】

Redboxでは、2010年ごろからNetflixと同じようにDVD/BDレンタルとストリーミングビデオサービスの提供を検討しており、FiOSの加入者増を図りたいVerizonと提携することでコンテンツ調達などの契約を円滑にさせたのかもしれません。

Redbox Instant by Verizonのサービスは、まだ、正式にはスタートしておらず、2013年の早期のサービス開始



を目指しているとしています。現在、ベータサービスを一部の顧客に提供しているようです。サービスの概要は、月額8ドルでストリーミングサービスによる映画などが見放題となるのに加え、月間4作品までのDVDレンタルが可能となっています。DVDレンタルに関しては、1日のみのレンタルが月額に含まれており、延滞料金や4枚を超えてのレンタルについては、通常通りの料金が別に必要となります。通信環境は最低500kbpsのインターネット接続スピードが求められているだけで、必ずしもVerizonとの契約が必要なわけではありません。

Netflixはストリーミングサービスに月額7.99ドル、DVD/BDのレンタルに7.99ドルがそれぞれ必要となりますので、Redbox Instantでは、ほぼ半額で同じようなサービスを利用できることになります。ただしDVD/BDのレンタルには、キオスクが設置されている場所まで行く必要があります。

最後に、なぜ、Redboxがストリーミングサービスに進出しなければならないのかといえば、キオスクによるDVDレンタルというビジネスモデルの成長が、そろそろ限界に迫っていることが予想されます。既に、人口の68%が5分以内に車で移動できる場所にキオスクが設置済みということは、これ以上のキオスク展開が難しいとも考えられます。また、Netflixのストリーミングサービスが普及することで、影響を受けるのはBlockbusterのような店舗レンタルではなく、作品数と枚数に制限があり、ユーザーとのコミュニケーションもない、キオスクだと予想されます。また、UltraVioletを推進する大手スタジオの動きから鑑みても、DVD/BDというパッケージだけでなくデジタル流通にも進出しておく必要があるのではないかと考えられます。



(株)ショウゲート 百武弘二氏からのご紹介

●重村 博文 氏 (キングレコード株式会社 代表取締役社長)

リレーエッセイ 99

「観劇の楽しさ」

日頃の忙しさを理由になかなか劇場へ足が向かないが、それでも昨年は4月に平成中村座で勘三郎の「法界坊」、8月には帝国劇場で幸四郎の「ラ・マンチャの男」、9月に新橋演舞場で「京鹿子娘道成寺」、10月にオーチャードホールで熊川哲也監督の「ドン・キホーテ」やAC Tシティーで玉三郎の「ふるあめりに袖は濡らさじ」などを観ることができた。

なかでも「法界坊」は私にとっては勘三郎の最後の芝居となるとは思ひもなかったのだから今から思えばとても感慨深い。報道では勘三郎の体調がよくないことは知ってはいたがその後ゴルフもプレイするようになったとの情報に安堵していた。その直後、月刊「文藝春秋」6月号に「病を得て初めてわかったこと」が掲載され勘三郎の病の深刻さに驚いた。私はそれほど歌舞伎に詳しくはないが、確かに歌舞伎界から大きな華が消えたと思う。勘九郎時代の狂言「高坏」や「棒しばり」などは絶妙であったし、ほかの出し物でも彼のアドリブは多くの観客の笑いを誘った。

今から25年ほど前、講談社の業務局時代、歌舞伎座百周年企画「歌舞伎名作選集」(全15巻)を担当し編集者と一緒に、初めて歌舞伎座を訪問した。その後歌舞伎に魅せられ数年間は毎月のように「昼の部」や「夜の部」に通った。昼夜の通し狂言「仮名手本忠臣蔵」は思いに残る。

また、いわゆる「世話物」において舞台上で繰り広げられる数々の場面を見ていると、江戸時代の生活様式は昭和30年代の初めまで続いていたのではないかとしばしば考えさせられた。まだ私が小さいころ、地方に住む私たちの家には五右衛門風呂、かまど、洗濯板や金盥などがある家もあった。もちろん家には井戸もあり、水はうまかった。その意味では地方に住んだ団塊の世代といわれる人にとって歌舞伎にみる「世話物」は昭和30年代の初めとあまり違和感がなく、むしろ懐かしささえあるのではないだろうか。

さらに歌舞伎における色彩の美しさ、廻り舞台やせり上がり、すっぽんなど独特の装置は素晴らしい。せりふもリズム感があって詩的でもある。特に「楼門五三桐」(さんもんごさんのきり)にみる南禅寺の桜の美しさ、山門のせり上がりはダイナミックである。伊達騒動を描いた「伽羅先代萩」の御殿での政岡の「ままたきの場」は15分から20分の沈黙が続く。観客はこの沈黙の間ただ政岡の心中を察する。こうした間も重要なファクターである。

今年の4月には銀座の歌舞伎座が改装オープンとなる。勘三郎のいない歌舞伎はどうなるのかわからないが、歌舞伎の魅力はやはりなくならないだろうから足を運んでみたい。

そして歌舞伎以外の芝居やコンサートにも関心を広げたい。

▼日誌に見る協会の動き

[12月]

4日 第319回定例理事会
eメディア部会セミナー打ち合わせ
5日 マーケティング委員会
6日 ACA企画広報部会
7日 著作権部会

11日 権利者団体対応委員会
12日 還流BD対策会議
14日 業務使用対策委員会
18日 下半期統計調査 担当者説明会
広報委員会
28日 仕事納め



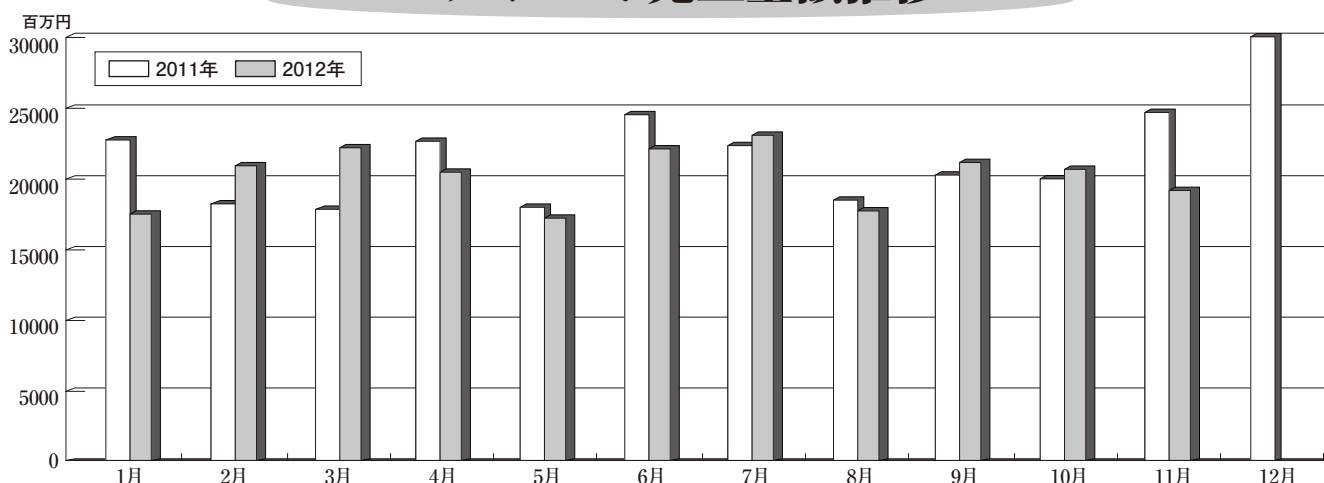
統計

2012年11月度

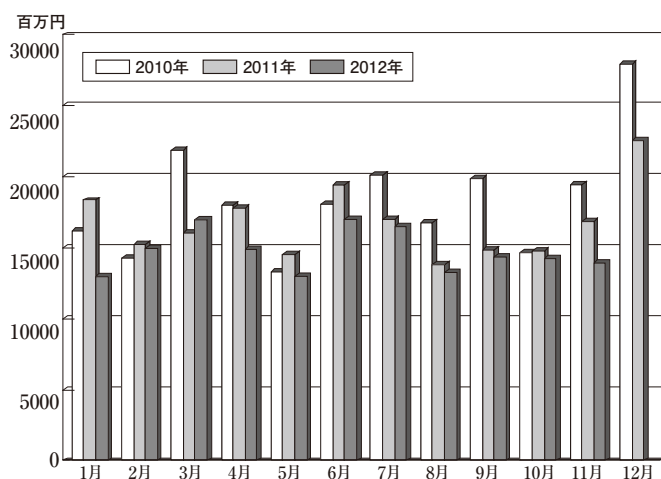
	11 月 実 績 (金額単位:百万円 数量単位:千本・千枚)									1 月 ～ 11 月 の 累 計							
	金 額	構成比	前年 同月比	数 量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比	売上金額の 増減社数	金 額	構成比	前年 同期比	数 量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比
販売用	8,777	63.1%	85.8%	3,110	51.2%	86.6%	697	134.0%	増 7社 減 23社 その他 1社	97,930	60.3%	91.0%	31,112	51.8%	89.4%	6,087	123.9%
レンタル店用	5,076	36.5%	78.1%	2,943	48.5%	101.9%	1,259	263.4%		63,454	39.1%	91.2%	28,634	47.6%	111.1%	7,624	133.0%
業務用	65	0.5%	54.2%	17	0.3%	14.2%	24	266.7%		1,089	0.7%	98.6%	348	0.6%	61.0%	313	156.5%
DVDビデオ	13,918	73.0%	82.6%	6,069	82.0%	92.0%	1,980	196.6%		162,473	72.6%	91.1%	60,094	81.3%	98.3%	14,024	129.3%
販売用	4,864	94.5%	63.6%	1,147	86.1%	60.9%	274	116.6%	増 14社 減 15社 その他 1社	57,573	93.9%	112.7%	12,115	87.7%	106.5%	2,668	156.6%
レンタル店用	280	5.4%	90.6%	185	13.9%	144.8%	59	140.5%		3,710	6.1%	146.1%	1,681	12.2%	147.2%	555	97.0%
業務用	2	0.0%	5.0%	1	0.1%	1.6%	0	ERR		29	0.0%	41.4%	11	0.1%	16.8%	5	250.0%
ブルーレイ	5,146	27.0%	64.4%	1,333	18.0%	64.5%	333	120.2%		61,312	27.4%	114.2%	13,807	18.7%	109.7%	3,228	141.7%
合 計	19,064	100.0%	76.7%	7,402	100.0%	85.5%	2,313	180.1%		223,785	100.0%	96.5%	73,902	100.0%	100.2%	17,252	131.5%

◎今月の売上報告社数……32社(*前年同月の報告社数31社) 無回答社………1社
◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合
◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。
◎累計値には、1月～6月の数字として、2012年上半期調査の数字を用いている。

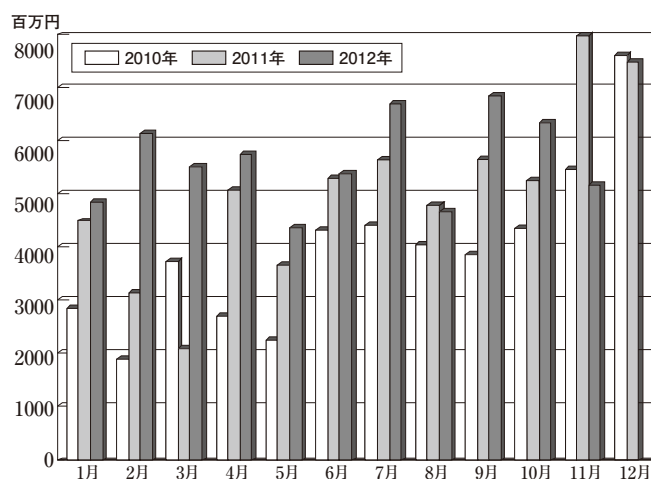
ビデオソフト売上金額推移



DVDビデオ売上金額推移



ブルーレイ売上金額推移



一般社団法人 日本映像ソフト協会

会員社名(五十音順) 2013年1月1日現在

■ 正会員(33 社)

(株)アニプレックス
アミューズソフトエンタテインメント(株)
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)
エイベックス・マーケティング(株)
(株)エスピーオー
(株)NHK エンタープライズ
(株)角川書店
ギャガ(株)
キングレコード(株)
ジェネオン・ユニバーサル・エンターテイメントジャパン(同)
(株)小学館
(株)ショウゲート
松竹(株)
(株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメント
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント
(株)第一興商
TCエンタテインメント(株)
東映ビデオ(株)
東宝(株)
東宝東和(株)
(株)東北新社
20世紀フォックス
ホームエンターテイメントジャパン(株)
日活(株)
(株)バップ
(株)ハピネット
パラマウント ジャパン(同)
バンダイビジュアル(株)
ビクターエンタテインメント(株)
(株)ボニーキャニオン
(株)メディアファクトリー
ユニバーサルミュージック(同)
(株)よしもとアール・アンド・シー
ワーナーエンターテイメントジャパン(株)

■ 協賛会員(20 社)

(株)一丸印刷所
(株)IMAGICA
カルチャー・コンビニエンス・クラブ(株)
(株)キュー・テック
(株)金羊社
(株)ケンメディア
(株)シーエスロジネット
(株)ジャパン・ディストリビューション
システム
(株)星光堂
ソニー PCL (株)
大日本印刷(株)
東芝デジタルフロンティア(株)
東洋レコーディング(株)
(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ
日本出版販売(株)
日本レコードセンター(株)
ビクタークリエイティブメディア(株)
(株)富士フイルムメディアクレスト
(株)ムービーマネジメントカンパニー
メモリーテック(株)